

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：(株)岡島電設工業
業者の住所：奈良県奈良市三条大路2-2-54 TMOビル101号室
2. 競争参加停止措置期間：2025年11月11日～2025年12月23日
(6週間)
3. 事実概要：
株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日付けで奈良県から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（7日間）を受けた。
4. 競争参加停止措置理由：
株式会社岡島電設工業が建設業法の規定により監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措置要件	期間
1～11 略 12 近畿地区的地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
13～15 略	